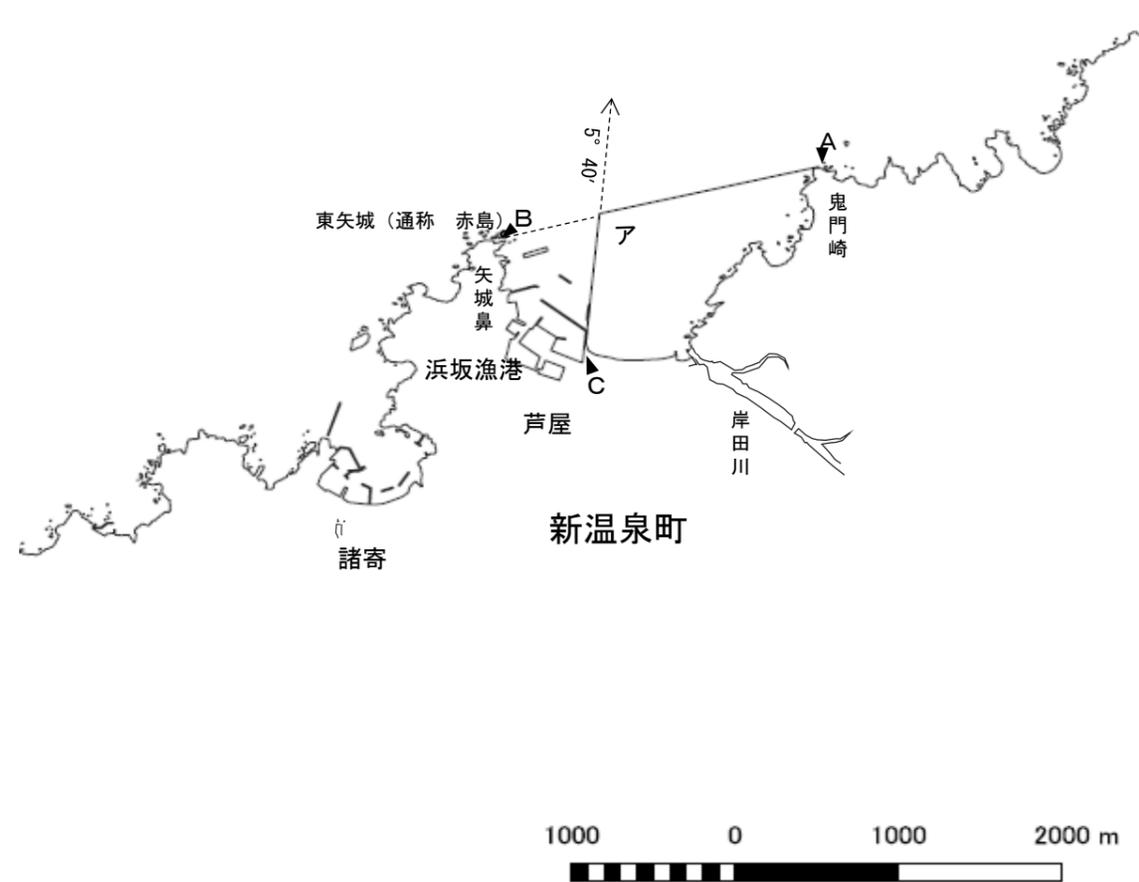


免許番号 共第230号

漁場の位置 美方郡新温泉町浜坂及び芦屋地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 美方郡新温泉町清富鬼門崎北端  
(北緯35度38.41分、東経134度27.70分)
  - B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端(通称赤島東端)  
(北緯35度38.17分、東経134度26.42分)
  - C 美方郡新温泉町芦屋浜坂漁港東防波堤基部(付根)東側  
(北緯35度37.79分、東経134度26.75分)
  - ア Cから5度40分の方角線とA、Bを結んだ線との交点  
(北緯35度38.25分、東経134度26.81分)



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。  
注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許
共 第230号 漁 場 図

表示

表示番号	漁場	別紙漁場図のとおり（漁場図つづり込帳 第 冊 丁）				免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件		
	3	雑魚地びき網漁業		1月1日から12月31日まで				なし	
1									
海区	但馬海区	免許番号	共 第 230 号			摘要			

表示番号	表示	漁業権区		入漁権区	
		順位番号	事項	順位番号	事項
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡新温泉町芦屋663番地の1 浜坂漁業協同組合 のための漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		